

鳴門市資源ごみ集団回収の手引き

ごみの減量と資源化を進めよう！



鳴門市環境政策課

資源ごみの集団回収にご協力を！

鳴門市では、市民の皆様との協働により、自然と共生できる循環型社会を構築するため、地域における資源ごみの集団回収を推進しています。

資源ごみの集団回収は、町内会や自治会、子供会、婦人会などの団体（「資源ごみ回収団体」といいます。）が主体的に行っており、ごみの減量と資源化を進めています。



Q1: 資源ごみって何？資源ごみは、いつ、どこに出すの？

A1: 家庭から出るごみのうち、リサイクルが可能なものを「資源ごみ」といいます。具体的には、①古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ）、②缶類（スチール缶、アルミ缶）、③古布類（衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ）をいいます。

市内には、約200の資源ごみ回収団体があり、団体によって回収日や回収場所などが異なります。資源ごみの回収日や回収場所については、それぞれの地域の資源ごみ回収団体に直接お問い合わせください。

なお、転入・転居された方など団体の連絡先がわからない方は、御近所の方におたずねください。

Q2: 資源ごみはどのように出すの？

A2: 燃やせるごみや燃やせないごみの中に、資源ごみが混入している場合が見られます。資源ごみは次のように出してください。

品目	出し方
①古紙類 新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ	 種類ごとにひもなどでまとめて出してください。 
②缶類 スチール缶、アルミ缶	 軽く水ですすぎ、スチール缶とアルミ缶に分別して出してください。 
③古布類 衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ（汚れ、破損のないもの）	 洗濯して乾いてからビニール袋に入れて出してください。濡れないよう袋の口をしぼるかテープで止めましょう。 

※資源ごみ回収団体によってごみの出し方が異なる場合があります。

※びん、ペットボトルは集団回収の対象外ですので、お近くのリサイクルステーションに出してください。

※事業所から出る資源ごみは、地域の集団回収には出せません。

Q3: 資源ごみは、どのようにリサイクルされているの？

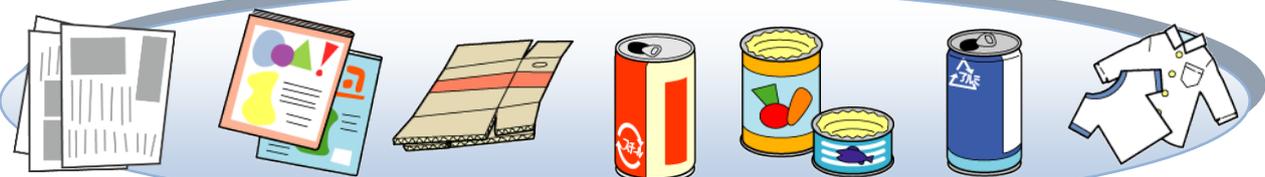
A3: 地域の皆様によって集められた資源ごみは、資源ごみ回収業者が回収した後、資源化業者に渡り、リサイクルされています。例えば、古紙類はトイレットペーパーやコピー用紙などに、缶類は建築資材や鉄・アルミ製品などに、古布類はウエスなどに生まれ変わっています。

新しく資源ごみの集団回収を始めたい方は、次ページ以降をご覧ください。

I 資源ごみ集団回収とは？

1. 資源ごみ集団回収とは？

資源ごみ集団回収とは、地域の皆さんで構成する町内会、自治会、子供会、婦人会などの営利を目的としない団体（以下「資源ごみ回収団体」といいます。）が、家庭から出る ①新聞 ②雑誌 ③ダンボール ④雑がみ ⑤スチール缶 ⑥アルミ缶 ⑦古布類（以下これらを総称して「資源ごみ」といいます。）を回収し、資源ごみ回収業者に引き渡してリサイクルすることにより、ごみの減量と資源化を図るものです。



2. 資源ごみ集団回収のメリットは？

- ①資源ごみと一般のごみの分別やリサイクルの意識が高まり、ごみの減量につながります。
- ②資源ごみの回収活動を通じて、地域の皆さんとのコミュニケーションが深まります。
- ③市から報奨金など支援を受けられます。資源ごみ回収団体の登録をしましょう。

【参考】資源ごみ集団回収量の推移

（単位：トン／年）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,569	1,510	1,426	1,414	1,273

Ⅱ 集団回収の進め方

ここでは、資源ごみ集団回収を始めるための手続きなどの方法を説明します。
実際に手続きを始める前には、環境政策課にご相談ください。

1. 集団回収を実施するための団体をつくろう！

地域住民の皆さんで、団体をつくれます。集団回収は、町内会、自治会、子供会、PTA、マンション管理組合など住民の皆さんで構成された団体が対象です。ごみ減量やリサイクルの大切さを皆さんで共有するとともに、集団回収の目的を意思確認し賛同を得ましょう。

◆注意！！

集団回収で回収する資源ごみは、住民の皆さんのご家庭から出るものに限られます。会社や工場、商店など事業所から出るごみは集団回収には出せませんのでご注意ください！

2. 団体の話し合っ、活動内容を決めよう！

地域住民の皆さんで話し合っ、活動内容や役割分担を決めましょう。一部の人の負担がかたよらないように、全員で役割分担し、無理なく楽しく活動することが長続きのコツ！

①代表者や役割分担を決めよう。

よりスムーズに活動を行うために、代表者と同時に役割分担も決めましょう。
一般的には以下ア)～ウ)のような役割分担が考えられます。

ア)回収日前日までの役割

連絡班 回収業者や会員との連絡・調整をする。

広報班 チラシ、ポスター、回覧板などで地域住民に周知する。

イ)回収日当日の役割

資源ごみ回収班 各家庭を回って資源ごみを集め、集積所まで運んだり、資源ごみを品目別に整理・整頓する。

記録・会計班 回収業者の発行する仕切書で回収量や売上金額等を記録し、報告する。

ウ)報奨金申請に係る役割

報奨金申請班 資源ごみ回収報奨金を受け取るために必要な諸手続きを行う。

※年2回、市から各団体代表者宛てに申請書等必要書類一式を送付します。

※回収業者から報奨金申請に必要となる資源ごみ売買明細書を受け取る。

②回収日・回収場所・回収品目などを決めよう。

ア)回収日は定期的に！

回収日は、「毎月〇日」とか、「毎月第〇土曜日」のように定期的を実施するよう決めておくと集団回収が定着し、各家庭でも準備してもらいやすくなります。

イ)回収しやすい場所の確保を！

回収車両の出入りや集められた資源ごみの整理等で、相当広い場所が必要となります。皆さんに分かりやすく、交通の妨げにならない場所を選びましょう。空き地を借りたり、回収場所をいくつか分散するといった工夫をするといいでしょう。

ウ)何を回収し、どのように分別するかを話し合おう！

市からの報奨金の対象となる資源ごみは新聞など7品目ですが、それ以外の牛乳パックやペットボトルなどを回収してくれる業者もあります。回収業者とよく相談し分別の仕方などもはっきり決めておきましょう。

③資源ごみ回収業者を決めよう。

鳴門市では、資源ごみ回収業者は登録制となっています。回収業者によって、資源ごみの引渡方法や雨天時の取り決めなど違いがあるので、事前によく話し合いをいたうえで、契約を交わしましょう。

◆回収業者と契約を交わす際に決めなければならないポイント

- ・いつ・・・「毎月〇日」など、団体の指定する回収日に必ず引き渡しできるか。
- ・どこで・・・回収業者に資源ごみをどこで引き渡すか。
- ・なにを・・・牛乳パックなど報奨金対象外のものも取扱っている回収業者もあります。
- ・どうやって・・・住民は、資源ごみを家の前に出すのか、集積所まで持って行くのか。回収業者は出された資源ごみをどう回収するのか。回収方法によって作業負担が大きく違ってくるため、十分検討しましょう。

3. 資源ごみ回収団体に登録しよう！

「資源ごみ回収団体届出書」に必要事項を記入し、市環境政策課に提出してください。

登録完了後、年2回、市から報奨金申請のご案内をお送りします。

様式第1号(第4条関係)

(記載例)

資源ごみ回収団体届出書

令和 3 年 5 月 1 日

鳴 門 市 長 殿

住 所 鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2
団 体 名 クリーン自治会
代表者名 クリーン 太郎 (印)
連 絡 先 電 話 683 — 7573

上記の団体で、次のとおり資源ごみ回収を実施しますのでお届けします。

回 収 地 域 (付近見取図添付)	鳴門市瀬戸町堂浦 (詳細は別添付近見取図参照)
回 収 対 象 戸 数	100 戸
回 収 予 定 回 数 (年)	6 回
回 収 開 始 日	令和 3 年 4 月 1 日
回 収 予 定 業 者 名	〇〇〇〇(株)
資 源 ご み 集 積 場 所 (付近見取図添付)	鳴門市瀬戸町堂浦字浦代〇〇番地 (詳細は別添付近見取図参照)

※ 上記の届出書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

※資源ごみ集団回収は、町内会、自治会、子供会、PTAやマンション管理組合などの営利を目的としない団体が対象です。

※資源ごみ集団回収で回収する資源ごみは、家庭から出るものに限られます。
事業所から出るものは集団回収に出せません。

4. 地域の皆さんにPRしよう！

チラシ、掲示板、回覧板など地域の皆さんに分かりやすい方法でPRしましょう。なるべく多くの人に知らせることが集団回収成功のポイントです。

回 覧										

資源ごみ集団回収実施のお知らせ！

団体名： _____

役員名： _____

電 話： _____

日頃より、本会活動へのご理解、ご協力を厚く御礼申し上げます。

さて、下記により資源ごみ集団回収を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

◆実施日： 年 月 日() 時まで

※雨のときは

◆回収場所：各集積所まで出してください。

◆回収物：品目ごとに分別して出してください。

①古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ)

※種類ごとにひもでしっかりまとめてください。

②缶類(スチール缶、アルミ缶)

※水で軽くすすぎ、スチール缶とアルミ缶に分けて出してください。

③古布類(衣類、毛布、タオル、バスタオル、シーツ)

※洗濯して乾いてからビニール袋に入れて出してください。

その他連絡事項：

5. 資源ごみ集団回収の活動を始めよう！

団体の皆さん全員で協力して活動していきましょう。

① 各家庭から資源ごみを回収しよう。

各家庭から資源ごみを回収場所に持ち寄ってもらい、回収業者に資源ごみを引き渡しましょう。短時間でスムーズに回収するため、回収場所では車に積み込みやすいよう資源ごみの品目ごとに分けて集めましょう。

◆資源ごみの無断持ち去りに注意！！

集団回収で集めた資源ごみでも、無断持ち去りの被害に遭うことがあります。保管場所の施錠や標識を設置するなど、持ち去られないような工夫をしましょう。

② 「資源ごみ売買明細書(団体用)」を必ずもらおう。

資源ごみ回収業者から、回収日ごと及び品目ごとの回収量を記載した「資源ごみ売買明細書(団体用)」を必ずもらいましょう。この「資源ごみ売買明細書(団体用)」は、市が資源ごみ回収団体に報奨金をお支払いする根拠となる書類なので、大切に保管してください。

※市から報奨金交付手続きのご案内を、上半期(4～9月)と下半期(10～3月)の年2回、各団体の代表者の方へ送付いたします。必要事項を正確に記入し、交付手続きをしてください。なお、「資源ごみ売買明細書(団体用)」を市へ提出する際には、団体の代表者及び回収業者の印鑑が必要となります。

③ 問題点を洗い出し、次回に活かそう！

綿密な計画を立てても、実際に活動してみると色々な問題点が出てきます。集団回収をスムーズにするためには、「どの作業にどのくらいの時間がかかったか」「もっと短時間にできないか」「もっと多くの方の協力を得るにはどうしたらいいか」といった点を整理し、1つ1つ改善しながら、皆さんでその団体・その地域にあったシステムづくりを考えていきましょう。

④ ご協力いただいた皆さんへの報告・お礼を忘れずに！

資源ごみの回収量や報奨金額、報奨金の用途など、お礼とともに地域の皆さんにお知らせしましょう。

今後の回収量増加にもつながります。

Ⅲ 市からの支援について

1. 報奨金の交付

鳴門市では、地域の資源ごみ回収団体に対して報奨金を交付しています。報奨金の額は、資源ごみ1kgあたり5円です。

① 報奨金交付の流れ

報奨金は、上半期(4～9月分)と下半期(10～3月分)の年2回交付します。

交付方法は原則として口座振込ですので、資源ごみ回収団体名義の口座をご用意ください。報奨金の振込先口座の名義が、申請書や請求書の名前と異なる場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。

以下では、上半期(4～9月分)の報奨金交付の流れを説明します。

資源ごみ集団回収の実施(4～9月)

回収した資源ごみの品名・重量が記載された「資源ごみ売買明細書(団体用)」を回収業者からもらう。

※「資源ごみ売買明細書(団体用)」には回収業者の印鑑が必要です。

報奨金交付申請に係る書類一式を提出

8月下旬～9月中旬頃に、市環境政策課から各団体の代表者の方へ報奨金交付申請に係る書類一式を送付します。必要事項を正確に記入し、提出期限までに市環境政策課へご提出ください。

申請書類の審査(申請書提出から1～2ヶ月程度)

各団体から提出された書類の審査をします。書類提出から報奨金の入金まで約1～2ヶ月程度かかります。

報奨金交付

口座への入金完了次第、市環境政策課から報奨金明細書を送付いたしますので、ご確認ください。

2. 缶用ビニール袋の提供

鳴門市では、活動中の団体へ年1回、缶用ビニール袋を提供しています。

- 資源ごみ回収登録業者一覧表 -

業者名	所在地	電話番号
株式会社 KISHIOKA	772-0002 鳴門市撫養町斎田字北浜106	685-0641
ナルト紙料株式会社	770-0002 徳島市春日1丁目4-5	632-0390
有限会社ナルト紙料センター	771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓140-2	699-6677
株式会社 フジゲン	770-0873 徳島市東沖洲2丁目35	664-6666
マルワ環境株式会社	771-0201 板野郡北島町北村字鍋井44-3	697-0101
(有)オーテック	770-0064 徳島市不動西町2丁目1564	631-0378

● 使用済み家庭用インクカートリッジの回収箱を設置しています ●

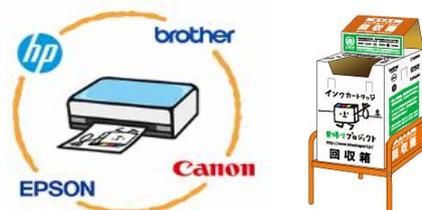
ご家庭で使用しているプリンターの使用済みインクカートリッジのリサイクルのため、専用の回収箱を設置いたしましたのでご利用ください。

【回収対象メーカー】

- ◆ブラザー ◆キャノン ◆エプソン
 - ◆ヒューレット・パカード
- ※純正品以外のインクカートリッジは回収対象外です。

【回収箱設置場所】

市役所2階 環境政策課、クリーンセンター、市立図書館、板東連絡所



● 使用済み歯ブラシを回収しています ●

市では、捨ててしまえばごみとなる使用済み歯ブラシを回収・リサイクルし、植木鉢等の新しいプラスチック製品に生まれ変わらせる「ハブラシ・リサイクルプログラム」に参加しています。ご家庭で使用済みの歯ブラシのリサイクルにご協力ください。

【回収対象となる歯ブラシ】

- ご家庭で使用済みの歯ブラシ
- ※電動歯ブラシ、使い捨て歯ブラシ、天然毛（豚毛・軟毛などの歯ブラシ）は対象外です。
- ※掃除に使用した歯ブラシも受け入れ可能です。

【回収場所】

市役所2階 環境政策課
※お手数ですが、必ず洗浄してからお持ちください。